

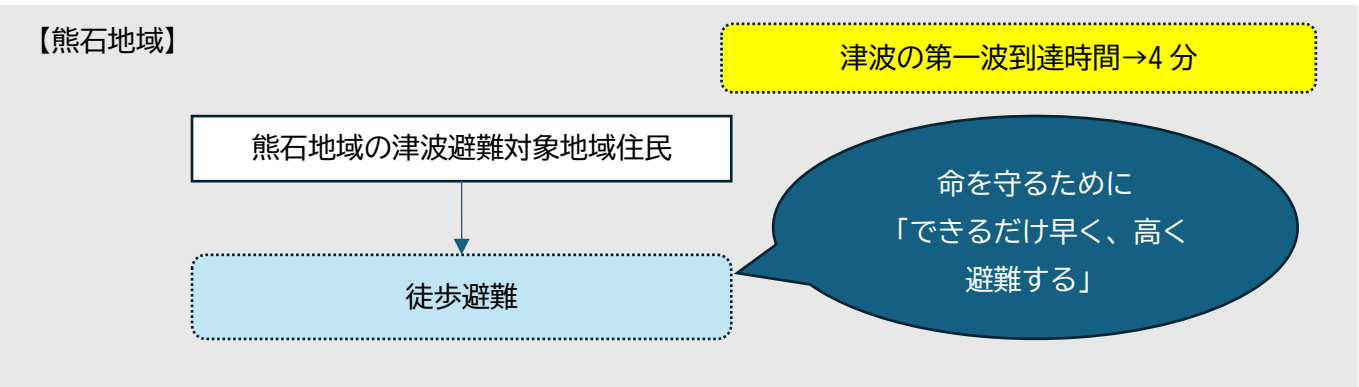
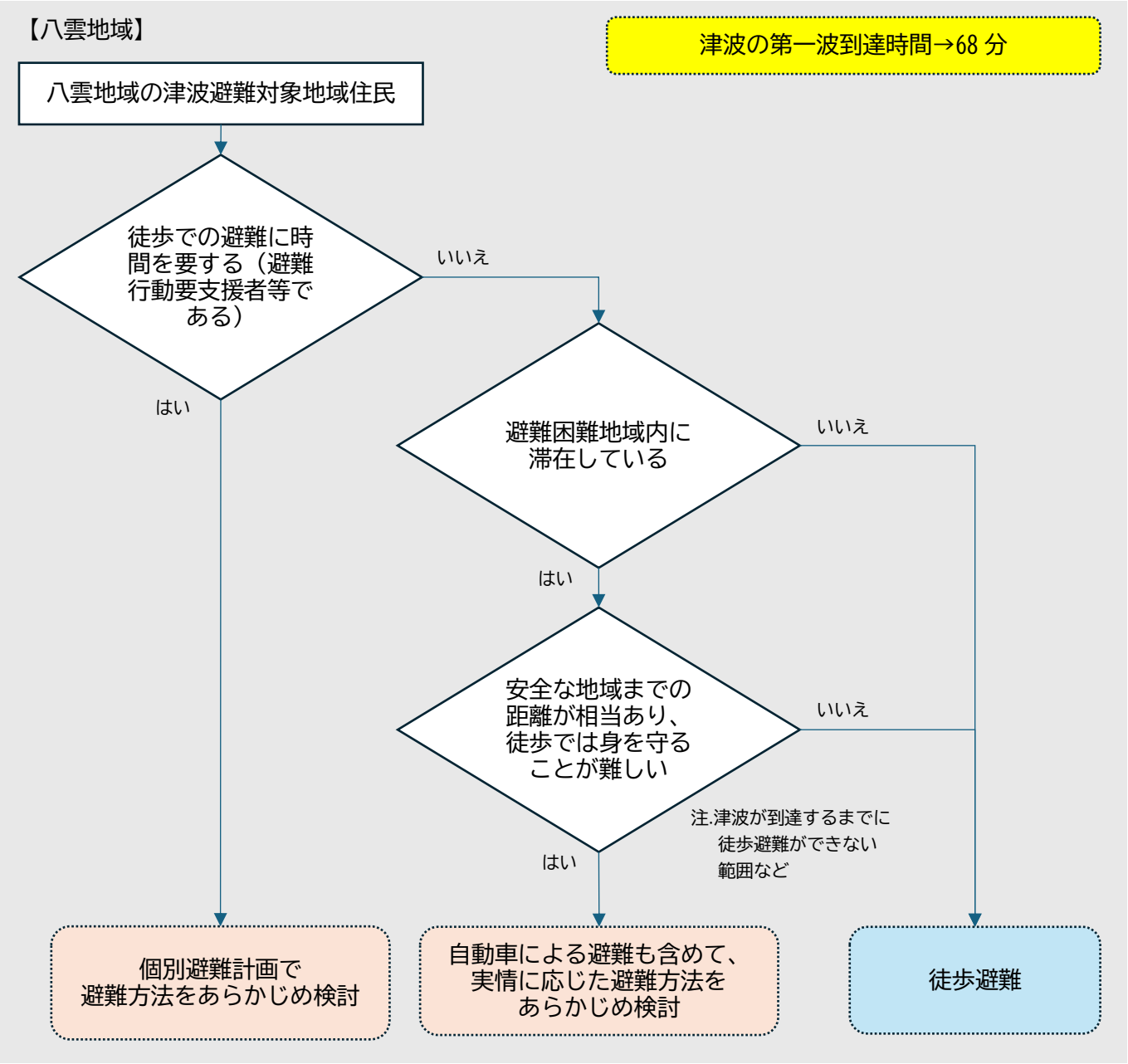
避難困難地域

避難方法

原則徒歩で、避難してください。

移動に時間を要する方や避難所・避難場所までの距離が相当ある方で、徒歩では津波から身を守ることが難しい場合は、自動車などでの避難もやむを得ないものとします。

渋滞や交通事故のおそれ、他の避難者が円滑に避難できないおそれがある場合は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討してください。



八雲町の津波避難対策

■避難に関する情報の発表

気象庁は津波警報・注意報、町は防災行政無線などのあらゆる手段を活用して避難情報（避難指示）を発表します。住民のみなさまは、情報をもとに身を守る行動をとってください。

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など、より安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	海拔の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

■避難の誘導

町の職員は、津波注意報や津波警報が発表された場合、強い地震を観測した場合は速やかに町で定めた基準に基づいて参集します。町職員、消防職員・消防団員、警察官などは、人命の安全を第一に住民の避難を誘導します。学校、社会教育施設及び社会福祉施設等では、各施設の管理者が児童や生徒、施設利用者等を誘導します。避難誘導にあたる人が被災することのないように、退避ルールを検討するなど安全の確保に努めます。

住民は、地理に不案内な観光客等の海岸利用者が安全に避難できるよう、周囲に避難を呼びかけるなど、その場でできる助け合いを行ってください。

■津波避難訓練や啓発活動の推進

自動車避難などの様々な避難者を想定しつつ、年1回以上の津波防災訓練を実施することが重要です。避難先までの距離が相当ある地域や移動に時間を要する避難行動要支援者が居住する地域を対象に、自動車による津波避難訓練の実施を検討します。避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定して津波避難訓練を行います。また、住民の津波避難意識を高めるため、ハザードマップや厳冬期を想定した避難への備えなどの啓発や漁業協同組合と連携した避難行動計画等の策定や漁業関係者の避難訓練等の検討も進めます。

■避難行動要支援者等対策の推進

避難路のバリアフリー化や、わかりやすい標識等の設置、避難行動要支援者等に配慮したトイレ空間の確保や自動車避難者を想定した駐車場の確保など、避難環境の整備も併せて進めます。

整備を進めている避難行動要支援者名簿などを活用して、津波警報や避難指示等の避難情報の伝達手段とその内容についてお伝えするとともに、地域の支援ネットワークと協力して適切な避難誘導につなげます。

■積雪寒冷対策の実施

冬季の積雪時などは避難に時間を要すおそれやライフライン等の被害が増大するなどのおそれがあります。除雪資機材の準備や電源を要しない暖房器具や燃料、段ボールベッドなどの備蓄を進めるほか、避難路を確保するための除雪や住民に対して雪崩の注意喚起等を行います。

■地域の方による地域津波避難計画作成の支援

住民のみなさまの命を守るためには、地域の方のご協力が不可欠になります。地域の実情は住民の方が一番ご存じのため、地域ぐるみで津波からの避難の考え方を整理した「地域津波避難計画」を作成することで、より安全に避難できるようになると考えています。町は、「地域津波避難計画」の作成に必要なワークショップ等の実施などを支援します。